

国際法上の執行免除規則の再検討

松井 章浩

本論文は、いわゆる主権免除規則のうち、執行免除が認められる国家財産とは何か、その国際法上の根拠は何かという問題、すなわち、「執行免除 (immunity from execution) 」に関する国際法上の規則を再検討することを目的とする。本論文では、「国際法が国家財産に対する強制執行についての法廷地国の裁量をどのように規制するのか」という問題意識のもと、管轄権を行使する国家に対する国際法上の制約を明らかにする。

第一に、法廷地国の裁量を規制する国際法上の執行免除の決定基準は財産の所有者が誰かということではなく、執行対象財産の使用目的のみである。国家自体だけでなく、国家企業や中央銀行が所有している財産もその使用目的によっては免除される。一方、執行対象財産が本案における請求原因との関連を求める規則、判決後の強制執行と判決前の保全処分を区別する規則、強制執行に行政の許可を求める規則も国際法上の規則として議論されるが、これらは国内法上の規則であり、法廷地国の裁量の範囲内である。

第二に、少なくとも財産の使用目的が「主権的権限の行使」に関わっていれば、執行免除を与えるという基準が国際法として確立している。しかし、その具体的な適用は国家の軍事活動や外交活動といった国家主権の中核的な活動に使用される財産を除き、個々に検討されなければならない。また、使用目的による免除決定における「使用」の時間的範囲である。執行開始時点で主権的権限の行使に関わる目的で使用中的財産に免除を与えることは確立している。しかし、「将来的」な使用が予定される財産については免除を与える傾向を確認できるものの、免除付与が国際法上の義務とまではいえない。

第三に、近年の法典化において、外交使節団名義や中央銀行名義の銀行預金という混合する目的を有している財産に一律に免除を与えるという規則の挿入が確認できるが、これは具体的な事例で使用目的を確定するのが困難な場合があるので、あくまでも使用目的による免除決定を機能させるために、使用目的の「みなし」が行われているといえよう。もっとも、これは使用目的による免除決定を補完するものである。

第四に、仲裁判断を強制執行する場合にも、国内裁判所の判決を強制執行する場合と同じ国際法上の執行免除規則が適用されることを示す。また、こうした執行免除に関する慣習国際法の検討を踏まえて、国連における法典化作業の到達点を確認し、最後に、今後、途上国の利益保護を主権免除規則に取り込む必然性がどこまで存在していたのか、それに対して、私人の権利をどこまで犠牲にすることができるかと判断されるのかということ問い続けていくことが課題であるとして結んでいる。